

報道関係者各位

平成 23 年 4 月 11 日

職業安定局総務課

課 長 宮川 晃

課長補佐 宇野 禎晃

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5742)

(直通電話) 03(3502)6768

政策統括官（労働担当）付

労働政策担当参事官室

参事官 酒光 一章

室長補佐 黒澤 朗

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7725)

(直通電話) 03(3502)6726

東日本大震災に係る雇用問題への配慮について要請 ～厚生労働大臣から、主要経済団体に対し、労働者の雇用の維持 や被災者の雇入れを図っていただくよう要請～

厚生労働大臣は、本日、社団法人日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会に対し、東日本大震災に係る雇用問題への配慮について、別添の要請書（社団法人日本経済団体連合会米倉弘昌会長、全国中小企業団体中央会鶴田欣也会長あて）により、以下のとおり直接要請を行いました。

今回の要請は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、今後相当の期間にわたり、事業活動及び雇用への重大な影響が生じる事が懸念されており、多数の方々が生活の基盤となる職場を失う恐れがあることから行ったものです。

厚生労働省としても、震災などにより被災した方々の仕事と暮らしを支えるため、「日本はひとつ」しごとプロジェクト」で決定された取組み等を通じて事業主の皆様の雇用維持や雇入れを支援してまいります。

○主な要請内容

- ・雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の維持
- ・被災地外での就職も含めた求人の積極的な申込
- ・被災した未就職卒業者の積極的な採用
- ・電力不足に対応するために労働条件を変更する場合の労使での十分な話し合い
- ・非正規労働者の雇用の確保

平成 23 年 4 月 11 日

東日本大震災に係る雇用問題への配慮に関する要請書

日頃より、各種の雇用対策に格段の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の震災により、今後相当の期間にわたり、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、多数の方々が生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

既に、経済団体からいただいている御要望も踏まえ、事業主の皆様への雇用維持の努力を一層強力に支援するために雇用保険や雇用調整助成金の特例措置を決定しております。

また、4 月 5 日には、政府の「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」において「「日本はひとつ」しごとプロジェクト(別添参照)」(以下「プロジェクト」という。)を決定するなど、政府を挙げて対策に努めておりますが、更に施策の充実に努めてまいります。

つきましては、下記の事項につきまして、私どもの要請に何卒深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

- 一 震災による影響に加え、計画停電の影響による休業が広がっていることから、プロジェクトを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の対象を拡大したところであり、本特例措置も活用していただきながら、従業員の雇用維持に努めていただくよう、お願いいたします。

二 被災者の中には、地元での職を求める方もおられれば、避難場所などの被災地外において、一時的あるいは安定的な職を求める方もおられます。こうした様々なニーズに対応するため、プロジェクトの趣旨に御賛同いただき、職を失った被災者を対象とする求人を積極的に出していただくなど、被災者の積極的な雇入れについて、特段の御配慮をお願いいたします。特に、被災地外への避難者を対象とする求人をハローワークに出していただくよう、お願いいたします。政府としても、被災者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与の強化に努めてまいります。

また、特に厳しい環境にある被災した新卒者を対象とした求人についても、積極的にお願いします。

三 新入社員については、入社の後、休業せざるを得ない場合には雇用調整助成金を活用し、教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

また、内定取消しを受けた方をはじめとする、被災した未就職卒業者の1日でも早い就職のために、3年以内既卒者を採用した事業主に支給する奨励金の支給金額の拡充、要件緩和を行いましたので是非御活用いただき、一人でも多くの未就職卒業者を採用いただきますようお願いいたします。

四 また、今夏の厳しい電力需給状況を背景に、労働時間など労働条件の変更を計画される場合には、労使が十分に話し合ってください、家庭責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら、この難局を乗り切る方策を見いだしていただくよう、お願いいたします。

五 あわせて、先般ご要請させていただいたところでありますが、東日本大震災により被害を受けた、派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者への配慮につきましても、重ねてお願い申し上げます。

厚生労働大臣

(署 名)

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

1. 基本的対処方針

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 当面の緊急総合対策

復旧事業等による確実な雇用創出

○復旧事業の推進

- ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
- 被災住宅の補修・再建

◎重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
- ・雇用期間の1年の制限を廃止

◎地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘

(2) 被災地以外におけるマッチング機能強化

- ・住居の確保・地元生活情報の提供
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

被災した方々の雇用の維持・確保

◎雇用調整助成金の拡充

- ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
- ・被災地の事業所との取引関係が緊密な被災地外の事業所・計画停電の影響を受けた事業所に新たな特例措置

○中小企業者等の経営再建支援

○新卒者の内定取消しの防止等

- ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
- ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援
- ・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用
- ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表

○解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

経済団体の対応者等

本日の要請の時間・対応者等は以下のとおりです。

○ 全国中小企業団体中央会

日	時	4月11日（月）15：40～
場	所	中央区新川1－26－19 全中・全味ビル
厚生労働省		細川大臣、小宮山副大臣
全国中央会		鶴田欣也会長、眞鍋隆専務理事

○（社）日本経済団体連合会

日	時	4月11日（月）16：30～
場	所	千代田区大手町1－3－2 経団連会館
厚生労働省		細川大臣、小宮山副大臣
日本経団連		中村芳夫副会長、川本裕康常務理事

（なお、この他、日本商工会議所について別途日程を調整中）